

第31号議案

春日市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

春日市議会

議会運営委員会委員長 高 橋 裕 子

提案理由

オンラインによる方法で委員会を開催することとともに、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

春日市議会会議規則の一部を改正する議会規則

春日市議会会議規則(昭和48年春日市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出席できないときは」を「欠席、遅刻又は早退するときは」に改める。

第70条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「問題を可とする者を起立又は挙手させ」を「押しボタン式表決のほか、問題を可とする議員を起立又はは挙手させ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 押しボタン式表決は、問題を可とする議員は押しボタン式表決機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は押しボタン式表決機の反対ボタンを押すことによって表決する。

第76条後段中「起立又は挙手の方法で表決」を「押しボタン式表決、起立又は挙手の方法で表決」に改める。

第85条第2項中「速記法又はこれに準ずる方法によつて記録する。」を「録音機によつて録音し、会議録は、その録音データをもとに調製する。」に改める。

第91条第1項中「出席できないときは」を「欠席、遅刻又は早退するときは」に改める。

第128条中「。」の次に「ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。」を加える。

第138条第1項中「。」の次に「ただし、議会が定める電子申請による方法で提出する場合は、この限りでない。」を加え、同条第3項中「。」の次に「ただし、請願者が電子申請による方法で提出する場合に限り、紹介議員は、議長に対して請願書に関する情報及び紹介議員である旨の連絡に替えることができる。」を加える。

第139条第2項中「受理番号、」の次に「受理年月日、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。